

請負契約書を作成していますか？

皆さんは、仕事を受注するときに請負契約書を交わしているでしょうか？
ほとんどのテント屋さんには請負契約書など交わさずに仕事をしていると思います。幸せなことに我々の業界は全国的にお客さんと強い信頼関係で結ばれているようで、大きなトラブルは起きていないように思われます。それは、これからも未来永劫続くのでしょうか？
いつか、どこかで、大きなトラブルに見舞われた時、わが身は我が身で守るという基本的な事を怠っていると、会社を揺るがす大変な事につながるかもしれません。

あるテント屋の、とある社長と部長がこの問題について話し合っていました。皆さんもこの話には是非耳を傾けてみて下さい。おとぼけ社長と社長を支える部長、くだらない会話もそのままになっていますが、大事なヒントが隠れています。

さて、それでは「社長と部長のおはなし」の始まり、始まり・・・

部長：社長大変です。また織田建設の信長社長から、むちゃな相談が舞い込みました！

社長：今度はなんだ？信長社長はいつも思いついたら即だからなあ。

部長：800㎡のテント倉庫を作って欲しいそうです。なんでも武器保管庫に使うそうです。火縄銃を何千丁も保管するとかで、大至急だそうです。

社長：そりゃまずいな。火器危険物うんぬん以前に銃刀法違反だろう。まあ、保管用途に関しては私の方から信長社長に話をしておく事にして、信頼できるお方だから準備は進めてくれ。

部長：判りました。ところで・・・

社長：なんだ？

部長：前々から思っていた事なのですが、我社もそろそろ、仕事を受注する時に請負契約書と云うのを作成してきちんと契約を交わす事をしてはどうかと思うのですが・・・

社長：請負契約書！なんだ、それは？

部長：テント工事等の仕事を受注する時に、お客さんと交わす書類の事です。工事内容、請負代金の額、及びその支払方法、工事着手の時期、及び工事完成の時期、天災その他の不可抗力による損害の負担、各当事者(施主、施工者)の履行の遅滞、その他債務不履行の場合の遅延利息、及び違約金、契約に関する紛争の解決方法の内容等を明記するのです。

顧客とは信頼関係で？！

社長：面倒くさいな。見た事ないぞ、そんな物。

部長：下請契約約款なら見た事あるのでは？ほら、ゼネコンとかの契約の時には、先方に返却する書類にずらずらと細かい文字で書いてあるのがありますよね。



社長：おお、そうだな。豊臣組も徳川組もそんな文書をつけてくるな。でもじっくり読んだ事ないぞ。最近老眼で小さな文字を読むのが面倒だ。

部長：でもラノベはよく読まれますよね。

社長：まあ、ラノベは面白いからな。契約書や請書は読んでも何にも面白くないぞ。

部長：でも、大事な事が書かれているのですよ。下手をすると我社の経営に大きく打撃を与える事になり兼ねませ

契 第 ○○○号
工 事 請 負 契 約 書

1 工 事 名
2 工 事 場 所
3 工 期 令 和 ○○年 ○○月 ○○日から
令 和 ○○年 ○○月 ○○日まで

4 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

5 契約保証金

6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連署して請け負う。

本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○○年○○月○○日

発注者 住所 氏 名 ○○○○○○ 印
受注者 住所 氏 名 ○○○○○○ 印

工事請負契約書の一部（国土交通省ひな型）
（本文とは直接関係ありません）

ん。

社長：脅かすなよ。

部長：例えば、今回信長社長がほんとに武器を密輸して、テント倉庫に保管したとしたら。そして、もし雨漏りでその武器がダメになったとしたら・・・

社長：したら？

部長：我社に損害賠償を請求してくるかもしれません。

社長：保険があるだろ。

部長：密輸武器に保険は掛けられません。

社長：ん？

部長：まあ、裁判沙汰になる前に逮捕されるので大丈夫だと思います。

社長：話が極端すぎるぞ。

部長：ともかく、テント倉庫に危険物は入れられません。しかし、実際はどんな物が保管されているか、私たちに判りません。我々の仕事は信頼関係で成り立っていますが、いつ何時、損害賠償で訴えられるかわからないのですよ。

社長：訴えられるといっても、我社はちゃんと建築基準法に準じて仕事しているのだから大丈夫なのではないのか？たまには登記をしないとか、危ういものもあるが・・・まあそれは、お客さん側の問題だし、ちゃんと建築基準法と消防法の説明をすればいいのではないかと？

部長：社長、**請負契約の話は建築基準法と、直接は関係ありません。建築基準法関係は行政上のルールです。それに対して請負契約は、あくまで民法上の問題です。**

社長：法律を守っていればよいというわけ

ではないのか？

部長：行政上のルールは、ルール違反をした場合、罰則金や禁固刑などの行政処分が下ります。当然守るべきものです。それに対し、民法上の問題は当事者同士が争う時に発生する問題です。この当事者同士の争いを未然に防ぐ為に請負契約書が一役を担うのです。

社長：民法？請負仕事に民法が関係あるのか？

部長：仕事を請け負う、受注する、と云う事自体が民法上の契約に当たります。

社長：まあ契約を交わすと云う事だよな。それは普通だろう。

部長：でも、我社は受注した時、書類による取決めは交わさないですよ。

社長：そうだな。注文書さえもらえない時もあるな。信長社長等は電話1本で「作ってくれ！」だもんなあ。

部長：そうですよね。でも契約に何の書類も交わさないと云う事は無条件に仕事を請け負っていると云う事になります。

社長：無条件かあ。でも信頼関係で成り立っているのだぞ、我社は！さっき部長もそう言っただろう。



請負契約書「ある」と「ない」では大違い

部長：万が一訴訟問題になった場合、裁判所では信頼関係は全く通用しませんよ。

社長：そもそも信頼関係があれば、訴えては来ないだろう。

部長：すべてのお客さんが信長社長のように信頼関係があるわけではありませんし、時間が経てば、信頼関係が崩れていく事もありますよ。1年前あんなに仲良くて「信頼関係で結ばれているのだ」と自慢していた飲み屋の美代ちゃんとは、今は全く疎遠になっているではないですか。

社長：まあ、あれはだなあ、また別問題だ。そこには触れるな。で、その交わす書類と云うのが請負契約書と云うわ

けだな？

部長：そうです。

社長：で、それが無かったらどうなるのだ？何が起こるのだ？

部長：99.9%何も起きません。トラブルが起きても話し合いで解決できれば問題ありませんし、裁判沙汰にならない限り、請負契約書はほぼ機能を果たさないでしょう。そして、万が一裁判になったとしたら、請負契約書が無ければ民法に従う事になります。

社長：請負契約書が無くても99.9%何も起きないなら、いらんぞ！労力のムダじゃないか。

民事の原則は契約自由

部長：いえ、会社を守るための大事な書類です。**裁判沙汰になった時、請負契約書が無ければ、民法上の任意規定が適用され、訴えられた我社は大変不利な状況に陥ります。**

社長：また、難解な言葉が出てきたぞ。なんだ、その民法上の任意規定と云うのは。

部長：民法の規定には、強行規定と任意規定と云うのがあります。

社長：まて、判りやすく説明しろ。

部長：では、契約自由の原則、と云う言葉は判りますか？

社長：お互いが納得して契約をかわすなら、基本的に契約内容は自由に決めて良いと云うあれだな。

部長：たとえば身近な契約で何か思い浮かびますか。

社長：愛人契約とか。

部長：だめです。倫理上問題です。

社長：奴隷契約とか。

部長：論外です。転生して異世界に行くから考えて下さい。

社長：じゃあ、金銭貸借契約！

部長：それならOKです。ただ、自由に決めるとしても、野放しだと力関係等で無茶な契約を結ばされる事を防ぐ為に、民事契約の内容を強制的に規制する、強行規定と云うのがあります。

社長：強行規定？

部長：例えば、金銭の貸借契約で利息を年利2%にしようが年利8%にしようが当事者の自由です。これが契約自由の原則です。ただし、年利20%を超える金利を契約内容にすると利息制限法に抵触し、超過部分が無効

になります。これが強行規定です。最近宣伝している「過払い金が戻ってくるかも」と云う、あれです。

社長：トイチの利息等ダメだと云う事だな。

部長：今どきの若者はトイチの利息等、解らないと思いますよ。

社長：そうかあ。

部長：究極は、この金銭の貸借契約で利息の%を明記しなかったとしましょう。

社長：お、%が明記されてないから、利息を払わなくてもよいと云う事だな。

部長：そうではありません。**民法には当事者が契約を定めなかった事項に対し、補完的に適用される任意規定があります。金利を定めずに契約した場合は任意規定が適用され、年5%の利息となるのです。**

社長：え、じゃあ美代ちゃんからも年5%の利息が取れたのか。

部長：・・・金貸したのですね・・・貸借契約書も作らずに・・・

社長：うー、そこには触れるな・・・

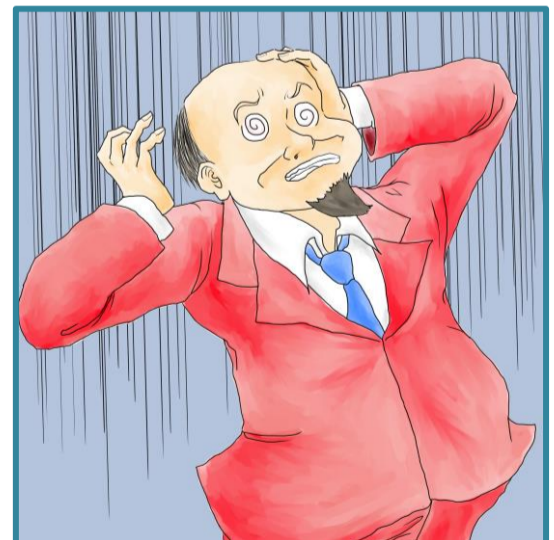
部長：もしかして元本も回収できてない・・・

社長：ん、あー、そこには触れるな。今は強行規定と任意規定の話をしておる。で、我々の仕事とどう関係するのだ。

部長：一番の問題が瑕疵担保責任だと思います。

社長：カシ？歌詞？菓子？貸？

部長：瑕疵担保責任です。瑕疵担保責任というのは、請負契約の場合、目的物に欠陥（瑕疵）が見つかった場合に、売主が買主に対して負う責任です。瑕疵担保ですから、無償保証。それで損害が出た場合には損害賠償も含まれると思われま



瑕疵担保責任 鉄骨造は10年（任意）

社長：なるほど。それにも民法上の強行規定と任意規定はあるのか。

部長：代表的な強行規定としては、宅地建物取引業法の目的物引き渡しから2年の担保責任、住宅品質確保法の新築住宅に対し10年の担保責任、などがあります。

社長：強行規定だから請負契約で短くしても無効と云う事だな。

部長：社長！よくご理解いただきました！逆に言うと宅建業者でなかったり、目的物が新築住宅でなければ契約自由の原則により瑕疵担保責任は当事者の契約内容によって定める事が出来るのです。我々のテント物件等がそうだと思います。

社長：と云う事は、**請負契約書で瑕疵担保責任を明記しなかったら、民法上の任意規定が適用されるわけだな。**

部長：そうです！社長。

社長：で、民法上の任意規定はどうなっているのだ。

部長：請負契約の目的物には**1年、土地の工作物、建物については5年、金属造は10年の瑕疵担保責任が請負人に課せられます。**一般的見地からしてテント構造物は金属造（鉄骨造）の10年にあたると思われます。（※注）

社長：ええ！！10年の無償保証！それは我々テント業者には酷ではないのか。

部長：私も酷だと思います。

社長：テント生地が10年も持つかどうかは判らんぞ。それを無償保証するのか！

部長：そうですね。

社長：全く現実に即していないではないか。

部長：それどころか、**国土交通省は請負契約約款の基本ひな形を作成していますが、国交省が定める約款では、建物の瑕疵担保責任は原則1年、コンクリート造り、金属造りの場合には2年とされており、民間（旧四会）約款でも、木造建物は1年間、コンクリート、金属造りの建物は2年間とされています。**

社長：ええ！！コンクリートは2年で瑕疵担保責任が切れ、テントは10年無償保証しろと云うのか。

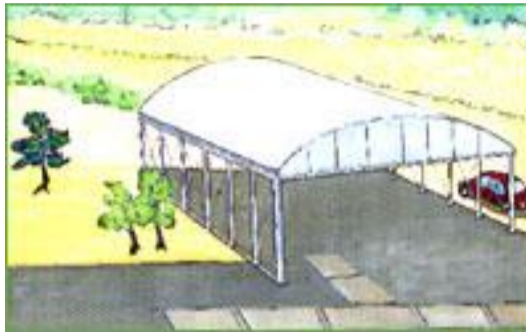
部長：そういうことになりかねません。ゼネコンがお客さんと請負契約書を交わしても、我々とゼネコンとの契約にはなりません。我々なりに内容をしっかり把握することが必要です。我社が請負契約書を交わさなければ具体的な書類は何もない状態になります。やらなければ任意規定が適用されます。

社長：そうは言っても10年は酷すぎるだ

ろ。テント生地だぞ。

部長：民法は一般的、総括的な規定になりますので、テント生地とか、テント構造物とか特定材料等の事にまで個別には定めてないのです。

社長：テントを10年無償保証しろと云うのか。我社の創業当時からはそんな話等聞いた事がなかったぞ。



テントの保証は何年が妥当！？

部長：我社は創立2000年。弥生時代にはまだ民法はありませんでした。民法が出来たのは明治時代ですが。

社長：ついこの間と云う事か。

部長：**ですから、必要であれば「当事者同士が契約自由の原則に基づいて現実に即した契約を交わしなさい」と云うのが民法の考え方です。**

社長：**と云う事は、今後の対応策としては、短い期間の瑕疵担保責任を明記した請負契約書を結べば、瑕疵担保責任も減免できると云うわけだな。**

部長：さすがは社長。素早い理解力です。

社長：ちゃんとした書面の契約書類が必要となるわけだな。

部長：そうです。社長が経験したように、書類も交わさず口約束だけで金を貸したりすると、後でしらばっくれられて何の手立ても出来なくなります。ましてや仕事上の契約です。請負契約書と云うちゃんとした書類を作り契約する事はお客さんに対しても、決して失礼な事ではないと思います。

社長：なるほど、そうだったのか。

部長：トラブルの元になりそうな事を事前に当事者同士で確認し合うのです。

社長：ようやく裁判沙汰になった時の危険性がわかったぞ。書類を交わさず、請負契約を結ばずに、もし、テントの雨漏りで瑕疵担保責任を裁判で問われ、保管物の損害賠償まで要求されたら、非常に不利な立場に追い込まれると云うわけか。全額支払になると会社は吹っ飛ぶな。

部長：おっしゃるとおりです。

社長：請負契約書さえ交わせば、裁判で負

ける事もなく、万々歳と云うわけだな。

部長：いえ、そこはなんとも。

社長：え、なんでだ？まだ、何かあるのか。

部長：あくまで請負契約は裁判時の一助になると云う事だけです。裁判ではその内容が社会通念上許容されるものかどうか、焦点の一つとなります。

社長：むむ、さっぱりわからん。

部長：例えば、仮にですが、我社は請負契約書で瑕疵担保責任を1年で契約したとしましょう。ところが、全国のテント屋さんのほとんどは任意規定の10年が妥当だと思っていて、請負契約等いらぬ、瑕疵担保責任の減免等求めなくてよい、と思っているとしましょう。

社長：そんなテント屋がいるのか？すごい自信家だな。いや資産家か。

部長：たとえ話です。

社長：広島の日社か？富山のI社かもな。愛知にもT社とか、岡山のS社？新潟のT社。

部長：たとえ話です！その場合、我社がいくら1年の免責を明記していても、一般的でなければ裁判で通用しない場合もあると云う事です。

社長：では「テント構造物は一般的にこのくらい」と云う、瑕疵担保責任の全国共通した認識があると云うわけか。

部長：請負契約は各社が独自で契約を行いますから、我社は我社で進めていかなければいけないのですが、必ず裁判で勝ると云うわけではありません。我社独自の取り組みと並行して全国のテント屋さんとも、社会通念上許容される共通の認識を作っていかなければいけないと云う事です。その認識は10年20年と時を経る事によって通例とみなされるようになる」と云う事です。



将来見据え整備が必要

社長：共通の認識、それは瑕疵担保さえしっかり押えていけばいいのだな。

部長：そうではありません。大きな問題で

はありますが、瑕疵担保問題は請負契約の一部の話です。ほかにも自然災害などにどう対応していくのかとか、契約後に台風とかで材料が入らなくなった時、工期の延期・遅延などの対応をどうするのかとか、請負契約で押えていかなければいけない問題は多々あります。そういった細かいところまで契約書で定めていく必要があるのです。

社長：大変な大仕事だな。

部長：ですが、将来に向けて整備していく必要のある事だと思います。

社長：よし、請負契約を書面で残すことはとても重要な事だと云うのがよく判った！明日から、仕事と飲みと遊びと休暇以外の時間は全部つき込んで全力投球でこの問題に取り組んでいく事としよう！

部長：今の御言葉、とても全力投球とは思えませんが・・・まあ、社長のやる気の無さはよく判りました。全国のテント屋さんの方がよっぽどやる気に満ち溢れていますよ。そこで提案なのですが、連合会で、みんなで検討しませんか。

社長：お、全国の忍びを江戸に集結させるのだな。

部長：どうして素直に有能な人材を派遣すると言えないのですか！東京の連合会と集まったスタッフとで、基本請負契約約款を作ってもらってはどうか。国土交通省がホームページにアップしているような、工事標準請負契約約款のテント版を作るのです。1社だけでは弁護士費用等バカになりませんが、連合会で作れば合理的かつ経済的です。

また、連合会のホームページにテント工事標準請負契約約款としてアップしておけば、全国のテント屋さんが基本約款をアレンジして各社で利用できるようになります。連合会を通じて通例となる共通認識を構築する事も出来ます。

社長：なるほど、要は江戸をたぶらかし、労せずして我が社が約款を手に入れようと言う事だな。ふふふ、越後屋、おぬしも悪よのお。

部長：違います！業界全体の事を考え、みんなで一緒にこの問題に当たりましょう、と言う事です！

社長：ムキになるなあ、そこは定番の答えがあるだろ。お代官様こそ、って云うやつ。

部長：知りません！

社長：やってくれよー。

部長：やりません！

— TO BE CONTINUED —

（※注）

テント倉庫の瑕疵担保期間が、木造相当として5年と判断されるか、金属造として判断されるかは、具体的なケースによって異なると考えています。

本稿では、火縄銃を保管する倉庫であり、確認申請手続きを「鉄骨造」で申請したと想定して執筆しました。

現在、教育部会では全国の皆様が利用できる基本契約約款を検討中です。皆様のご意見をお待ちしています。



Special Thanks (株)日本テント製作所 友永 裕之様
(株)太陽テント様
イラスト提供ありがとうございました